

平成29年度老人保健健康増進等事業

ケアマネジャーの資質の向上のための方策等に関する調査研究事業

エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社

本事業では、平成33年度以降の制度改正を見据え、平成30年度以降の議論の土台とすべく、ケアマネジメントのあり方、ケアマネジャーの役割について中長期的な視点から検討した。ケアマネジメント、医療・看護、社会福祉、行政等について知見を有する学識研究者、および実務者により構成する検討委員会を設置し、全5回の検討委員会では、ケアマネジャーを取り巻く様々な課題やその解決方策、今後のケアマネジメントやケアマネジャーの役割等について議論を行った。

検討結果の概要を以下に示す。ケアマネジメントのあり方、ケアマネジャーの役割について、以下の示唆が得られた。

- 主任介護支援専門員の研修において、スーパーバイザーについては「対人援助者監督指導」の科目があるが、スーパーバイズ概念を学ぶことばできても、スーパービジョンの技術を十分に取得できるまでの時間数は確保されていないため、スーパーバイズができる「主任介護支援専門員のリーダー」を養成する仕組みなどの制度化が必要と考えられる。
- 居宅介護支援事業所の課題として、実務経験の少ない介護支援専門員に対し、OJTの機会を十分に確保できない事業所がある場合には支援が必要であること、施設において、介護支援専門員の役割が不明確であることが挙げられた。
- 今後のケアマネジャーのあり方について、ソーシャルワーカーとしての機能を担うことを期待されている。今後さらに対応する領域が広がり、就学や就労までの範囲について支援する必要が生じうる。
- 今後のケアマネジャーには、多職種チームのメンバーが相互に連携しながら目標が達成されるよう、関係者への働きかけや調整を行う高度なマネジメント能力が重視されると考えられる。したがってケースマネジャーの要件として、マネジメント能力を位置づける必要があると考えられる。
- 育成について、今後求められる新たなケアマネジメントに必要な幅広い領域の知識を有し、多様な専門職間のネットワークの構築や連携、調整を行う新たな機能を担うケアマネジャーを養成する方向性も考えられる。
- 今後のケアマネジャー像について、広範かつ専門性の高い知識や能力を必要とする役割を担う人材として設定するのであれば、育成のために専門教育を充実させることや、必要に応じて国家資格とすることも検討する必要がある。
- 今後求められるケアマネジメントの総合性を踏まえ、現状の分野別・対象者別の相談支援制度について調査し、障害者相談支援専門員、児童家庭分野の相談員など、介護分野以外でケアマネジメントの機能を果たしている多様な専門職と介護支援専門員の位置づけについて整理が必要と考えられる必要である。

今後は平成33年度以降の介護報酬改定に向けた議論を見据え、実態調査や意向調査を実施し、仮説を検証することで、より具体的な検討を進めていく必要がある。